

社団法人黒石市シルバー人材センター役員報酬及び役員等費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社団法人黒石市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の役員
の報酬及び役員等費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の報酬)

第2条 理事長の報酬の額及び支給方法については、理事会において定める。

(役員等の範囲)

第3条 費用弁償を支給する役員等の範囲は、定款第11条第1項に定める役員のほか、理事
長が指定する職にある者とする。

(費用弁償)

第4条 費用弁償の額は、別表による額とし、予算の範囲内において旅費交通費を支給する。

2 役員等がセンターの業務上必要により出張する場合は、職員の旅費規程を準用する。

(委 任)

第5条この規程の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、平成3年2月8日から施行し、平成3年1月1日から適用する。

附則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

別 表

区 分	日 当	交 通 費
定款に定める役員	3,000円	実 費 額
理事長が指定する職にある者	2,000円	実 費 額